

## 単位の修得と進級及び卒業の認定について

進級及び卒業の認定は学生便覧に記載されている「学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規程」に基づいて行われます。

ここでは、この規程等の中で特に重要な点をいくつか示します。学生便覧は必ずよく読んで、具体的な問題が生じた場合は、学級担任と科目担当の先生にすぐ相談して下さい。

### I. 科目の履修と単位の修得について

#### 1. 単位

各科目の単位数は、所定の履修時間、あるいは学修時間を1単位として計算します。単位にはつぎの2種類があります。

##### (1) 履修単位

30時間（1時間は、50分を標準とする）の履修（授業）を1単位として計算します。これは週1時間の授業が通年行われることに相当しています。週2時間の通年授業であれば、2単位ということになります。

##### (2) 学修単位

45時間の学修を1単位として計算します。学修とは、授業と自学自習を合わせたものであり、例えば、講義科目1単位を修得するためには、授業15時間、自学自習30時間が必要となります。これは1時間の授業に対して、2時間の自学自習を行うことを意味しています。演習科目は30時間の授業と15時間の自学自習とで1単位、実験・実習科目は45時間の授業での実験・実習で1単位になります。時間割は授業の時間だけに基づいて組まれています。

#### 2. 科目の履修

授業への出席時数が出席すべき時数の4分の3以上の科目については、その科目を履修したものと認めます。履修が認められない場合は、評価することができません。出席重視が高専の特徴です。

#### 3. 総合評価

評価は各期ごとに総合して出します。例えば、中間試験を行う科目では、前期末の評価は、前期中間試験と期末試験や小テストほかを総合評価したもの、後期中間の評価は先の試験等に後期中間試験等を総合したものというように、学年末まですべての各期の評価を総合して出します。

#### 4. 単位の修得

履修した科目の学年の成績評価が、第1～3年生は50点以上、第4、5年生は60点以上の場合、その科目の単位を修得したものと認めます。後述するように、進級、卒業のためには、第1学年からその時点までに修得した単位数（累積修得単位数）が基準の条件を満たす必要があります。

## 5. 再試験

定期試験、レポートなどのシラバスに定めた総合評価による評価点が第1～3年生は50点、第4、5年生は60点に満たなかった場合、試験返却後の一定期間に再試験（レポートなどの再提出も含む）を行う場合があります。

## 6. 追認試験

単位を修得できなかった科目があつて進級した場合は、未修得単位の追認試験を受けなければならないか（2，3年）、受けることができます（4，5年）。これに合格すれば、その科目や単位を修得したものとして認められます。

## 7. 学業成績の評語

学業成績を点数ではなく評語で表す場合は、両者の対応を次のようにします。

### 第1～3学年

| 評語  | 優      | 良     | 可     | 不可    |
|-----|--------|-------|-------|-------|
| 評価点 | 100～80 | 79～70 | 69～50 | 49 以下 |

### 第4・5学年

| 評語  | 優      | 良     | 可     | 不可    |
|-----|--------|-------|-------|-------|
| 評価点 | 100～80 | 79～70 | 69～60 | 59 以下 |

## II. 進級及び卒業の認定について

### 1. 第1学年から第3学年における進級要件

第1学年から第3学年において、進級の認定のためには、以下の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 学則で定められた各学年の科目を履修すること。
- (2) 当該学年までの累積未修得科目が2科目以下であること。
- (3) 別表1に掲げた必修得科目の単位を修得していること。
- (4) 各学年において、特別活動の出席時数が出席すべき時数の4分の3以上であること。
- (5) 第3学年では、別表2に掲げた累積修得単位数に達していること。

### 2. 第4学年及び第5学年における進級及び卒業要件

第4学年において、進級の認定のためには、以下の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 別表1に掲げる必修得科目の単位を修得していること。

- (2) 第1学年からその学年までに、修得した科目の累積修得単位数（追認された科目の単位数を含む。）が別表2に掲げる単位数に達していること。

**卒業の認定にあたっては、以下の条件を満たしていなければなりません。**

- (1) 別表1に掲げる必修得科目の単位を修得していること。  
 (2) 第1学年から第5学年までに、修得した科目の累積修得単位数（追認された科目の単位数を含む。）が別表2に掲げる単位数に達していること。  
 (3) 卒業研究が可成りであること。

別表1 学年別必修得科目

【学科共通】

| 学科別   | 授業科目    | 学年別 |
|-------|---------|-----|
| 創造工学科 | 総合工学Ⅰ   | 1年  |
|       | 創造基礎実習  | 1年  |
|       | 工学実験実習Ⅰ | 2年  |
|       | 工学実験実習Ⅱ | 3年  |
|       | 工学実験実習Ⅲ | 4年  |
|       | 工学実験実習Ⅳ | 5年  |

【コース別】

| コース別     | 授業科目    | 学年別    |
|----------|---------|--------|
| 機械コース    | 機械製図    | 2年     |
|          | 機械設計製図  | 4年, 5年 |
| 電気・電子コース | 電気電子製図  | 4年     |
| 情報コース    | 機械・電気製図 | 2年, 3年 |

別表2 累積修得単位数

| 学年別  | 累積修得単位数 | 備考                                             |
|------|---------|------------------------------------------------|
| 第3学年 | 95単位以上  |                                                |
| 第4学年 | 130単位以上 |                                                |
| 第5学年 | 167単位以上 | 累積修得単位数のうち、一般科目については75単位以上、専門科目については82単位以上とする。 |